

5月は消費者月間です

消費者月間統一テーマ

「活かそう 消費者・生活者の視点」

毎年5月を「消費者月間」として、消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育などの各種事業を行なっています。市では、記念講演会や出前講座を実施しています。

この機会に消費者の権利や立場について考えてみませんか。

市の消費生活相談室では、専門の相談員が消費生活の問い合わせや相談を受け、解決に向けてのあっせんや助言を行なっています。

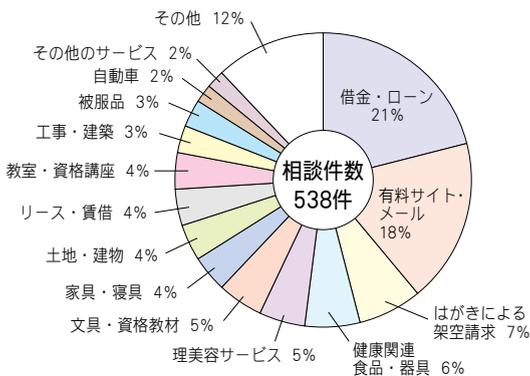
相談状況

そのままに払ってしまったという相談が多く寄せられています。

平成19年度の消費生活相談室への相談件数は538件で、前年度に比べて40件減っています。その要因は、架空請求の相談件数が平成18年度に引き続き大幅に減ったことにあります。

主な内容は、借金やローンの相談が全体の21%を占めています。ギャンブルや遊興費によるものよりも、生活費の不足による借金が多くみられます。また、はがきに代わって、メールによる架空請求も増えています。身に覚えがない利用についても、不安をおおるような内容が書かれているため、誰にも相談できず、請求され

平成19年度の相談内容内訳



クーリング・オフ制度

巧みで強引な勧誘に乗せられて、自分の意志がはっきりしないまま契約してしまったとき、消費者が冷静に考え直して契約の解除や申し込みの撤回ができる制度です。

方法

クーリング・オフは、契約日を含め8日以内(マルチ商法、内職・モニター商法の場合は20日以内)に、必ず書面で配達記録郵便にして送付します。また、その書面はコピーして保管しておきましょう。クレジットカードを利用した場合は、クレジット会社へも送付してください。商品の引き取り費用は業者負担です。商品の使用は控え、いつでも返品できるように保管しておきましょう。

記載例(はがきの場合)



契約解除通知

- ・契約(申し込み)年月日
 - ・販売業者名
 - ・販売業者住所
 - ・商品・サービス名
 - ・契約金額
 - ・販売担当者
- 支払済の 円を返金してください。
- 上記の契約を解除します。
- 年月日
- ・契約者住所
 - ・契約者名

消費生活巡回相談

今年度から毎月各地域で、巡回相談を行います。

- 本郷地域 毎月第2金曜日 14時~16時
本郷支所
- 久井地域 毎月第3金曜日 14時~16時
久井保健福祉センターまたは久井支所
- 大和地域 毎月第4金曜日 10時~12時
大和保健福祉センターまたは大和人権文化センター

*詳しくは、消費生活相談のページに掲載しています。

消費者月間記念講演会

食の安全に対する信頼が大きく揺らぐニュースが相次ぎ、消費者力が試される時代になっています。どんなことに気を付ければよいのか、食の安全を見極める方法を知りましょう。

「食の安全を知ろう」

講師 県尾三地域保健所 職員
ところ リージョンプラザ 文化ホール

26日
14:00~15:30

入場無料



年代別相談傾向

10代〜20代の傾向



携帯電話やパソコンの利用に伴い、架空請求の被害やネットオークションのトラブルに遭う機会が増えていきます。

「インターネット利用中に有料サイトに自動登録されてしまった」「雑誌広告を見て無料だと思いアダルト番組に電話をかけたら、料金を請求された」など予期せぬ料金を請求されることがあります。また、ネットオークションでは「代金を振り込んだのに商品が届かない」「偽物が届いた」などのトラブルも発生しています。

アドバイス

- ・申し込みの意志がなく、操作を誤ったのに一方的に登録された場合は、契約が成立していないので、料金を払う必要はありません。
- ・ネットオークションの多くは、個人間取引であり、自己責任で行うのが原則です。安心できるサイトを選び、取引相手の住所・名前・固定電話番号などを確認しましょう。

30代〜40代の傾向



働き盛りを狙った資格取得契約のトラブルや、「在宅サイドビジネスで高収入を」などの広告で勧誘し、高額なパソコンなどを売りつける内職紹介を糸口としたトラブルが見受けられます。

講座や教材を契約させるため、何度断っても電話がかかり、一方的に話を進めるなど、強引な勧誘が多く、以前契約した人に対しては、「資格が取得できるまで契約が終わらない」「終了のための手数料が必要」などと偽り、さらなる契約を迫る二次被害が増えています。また、内職の契約をしたつもりが、講習会と称して多額の受講料や機器の代金を払われるばかりで、実際にはほとんど収入は得られません。

アドバイス

- ・勧誘の言葉をうのみにせず、冷静に判断しましょう。
- ・きっぱり断り、早めに電話を切りましょう。

50代〜60代の傾向



振り込め詐欺の被害に遭うのは、50代の女性が多いようです。「オレオレ」という手口はよく知られていますが、最近は社会保険事務所や税務署を語った手口もあります。

商品先物取引や証券取引など利殖商法も増えていきます。「値上がり確実」「必ずもうかる」などと強調して契約させます。初めは「利益が出た」と喜ばせ、次に高額な取引を勧めその後相場が下落して損が出た」というのが一般的な手口です。

アドバイス

- ・仕組みの分からない取引には、手を出さないようにしましょう。
- ・突然電話がかかってきても、慌ててすぐに行動せず、本人に確認したり周囲の人に相談したりしましょう。

消費生活相談の事例は毎月、暮らしいきいきのページで紹介しています。似たような事例で困ったり、契約のことで不安を感じたりしたら、一人で悩まずに消費生活相談室に連絡してください。

70代〜の傾向



老後の三大不安は「健康・お金・孤独」と言われています。悪質業者はその不安を巧みに突いてきます。

突然訪ねてきた販売員から優しい言葉をかけられ、次々商品を買わされたり、狭い仮店舗に集められ無料の商品をもらいうちに、興奮状態になり高額な商品を契約させられたなどの被害が多くあります。

だまされたと後悔しても恥ずかしいと思つて家族に相談できなかつたり、高い勉強代だったとあきらめたりする傾向も強く、なかなか表面化しないこともあります。

アドバイス

- ・優しい言葉は巧みな勧誘かもしれません。
- ・たとえ購入しても、クーリング・オフで解決できます。

問い合わせ先 消費生活相談室 ☎0

848 ⑥76410、商工振興課 ☎0848 ⑥76072 FAX 0848 ④4103